

第2章

子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」（昭和41年）という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを契機に、子どもを生き育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年には、エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策を拡充し、平成11年には、新エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策から、雇用、母子保健、教育等への支援を含めた総合的な支援策を展開した。

しかしながら、少子化の進行に歯止めがかからないことから、平成15年以降、次世代育成支援対策推進法の制定や、子ども・子育て応援プランの策定等により支援策の拡充を図ってきた。

その後、平成19年には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、それを踏まえ、平成20年には、「5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」」、「新待機児童ゼロ作戦」などを策定し、次世代育成支援施策の充実を図ってきた。また、現在、次世代育成支援のための新たな制度体系の具体化に向け、保育を中心に、検討が進められている。

国の子育て支援・少子化対策の経緯

平成 6年	「エンゼルプラン」の策定
平成 11年	「新エンゼルプラン」の策定
平成 15年	次世代育成支援対策推進法の制定 少子化社会対策基本法の制定
平成 16年	「少子化社会対策大綱」の策定 「子ども・子育て応援プラン」の策定 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正
平成 18年	新しい少子化対策
平成 19年	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定
平成 20年	「5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」」の策定 「新待機児童ゼロ作戦」の策定 児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正 「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」の実施

「子ども・子育て応援プラン」の策定

少子化社会対策基本法（平成15年制定）に基づき、平成16年に「少子化社会対策大綱」を策定し、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこ

とした。

さらに、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、同年、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連携」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、これらを総合的かつ計画的に実施している。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

平成19年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的考え方に置いて、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点から検討を重ね、「仕事と生活の調和の実現」、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時並行的に取り組んでいく重点戦略をとりまとめた。現在、この重点戦略を踏まえ、次世代育成支援のための新たな制度体系の具体化に向け、保育を中心に、制度の詳細設計を進めている。

「5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」」の策定

平成20年7月に、社会保障に関する5つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめた。その5つの課題のひとつとして「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」では、結婚・出産・子育てについての「希望」と「現実」とのかい離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するための「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとし、「新待機児童ゼロ作戦」などの様々な取組が進められている。

「新待機児童ゼロ作戦」の策定

重点戦略を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するため、保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組が進められている。

児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正（平成20年12月3日公布）

○児童福祉法の一部改正

里親制度の改正やファミリーホーム制度の創設等の社会的養護体制の拡充、保育所における保育を補完する制度としての家庭的保育事業や地域子育て支援拠点事業等を法律上位置づけるなどを内容とする改正が行われた。

○次世代育成支援対策推進法の一部改正

中小企業のうち一定規模以上（100人超）について、一般事業主行動計画の策定・届出の義務化、当該計画の公表や従業員への周知の義務化、市町村行動計画に関する参酌標準の提示などを内容とする改正が行われた。

※「1 国の動向」については、平成21年版少子化社会白書（内閣府）参照

2 本県の動向

本県においては、「子どもと子育てにやさしい社会づくり」を進めるための指針となる「児童環境づくりビジョン」（平成5年策定）を踏まえ、平成6年に、平成6年度から平成12年度までを実施期間とする「山口県児童環境づくり行動計画」を策定した。

平成13年には、だれもが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を目指して、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、保健・医療、福祉、労働、教育など総合的な施策を推進してきた。

さらに、平成19年には、今後の子育て支援・少子化対策の基本となる「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」（以下「子育て文化創造条例」という。）を制定し、社会全体での取組を一層推進している。

また、社会全体で子どもや子育てを支える環境づくりを進めるため、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開している。

本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成 5 年	「児童環境づくりビジョン」の策定
平成 6 年	「山口県児童環境づくり行動計画」の策定
平成 13 年	「やまぐち子どもきららプラン21」の策定
平成 15 年	「やまぐち子育て県民運動」の開始
平成 17 年	「やまぐち子どもきららプラン21」の改定
平成 19 年	子育て文化創造条例の制定

「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

また、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んでいる。

やまぐち子育て県民運動の展開

平成15年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

「やまぐち子育て県民運動推進会議」（NPO法人や保育所、幼稚園、事業所等の関係者で構成）を推進母体とし、県内各地域で県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりやサポート会員（子育て応援団・結婚応援団）の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信、「子育て文化創造フェスタ」の開催など、様々な取組を展開している。

子育て文化創造条例に基づく施策の推進

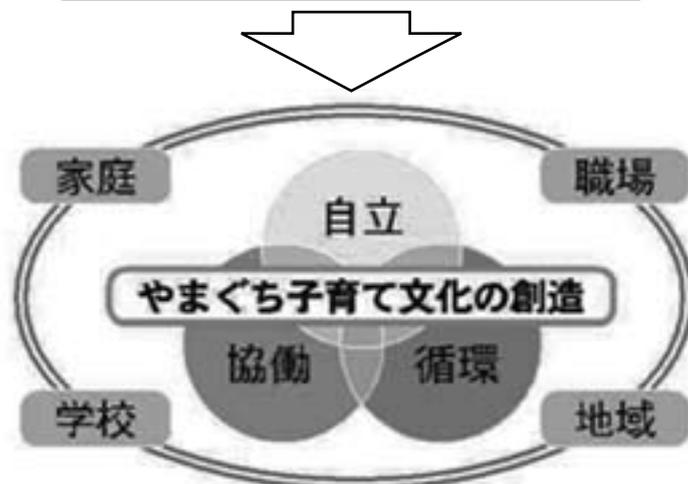
少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、平成19年10月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

本県における少子化の進行や子どもや子育ての現状などを踏まえながら、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、本条例の基本的施策の方向性に沿った諸施策を展開している。

また、本条例に基づく新たな計画を平成21年度中に策定することとしており、現在、策定に向けて具体的な検討を進めている。

《基本的施策》

- 子育て文化の創造に向けた気運の醸成
- 保健医療サービスの充実と健康の増進
- 子育て家庭への支援の充実
- 子どもの学習環境の整備充実
- 職業生活と家庭生活との両立支援
- 地域における子育て支援の充実
- 子どもの安全確保と健全育成



子育て文化創造条例に期待すること

都市部では、育児休業が明けても子どもを預ける施設が不足し、働きたくても働けないといったことが大きな問題となり、保育所などの拡充が望まれている。そういった反面、本県では施設整備以上に、いかに安心して子どもを生み、育てることができるか、そして親として子育ての喜びを実感できるか、ということが大きな課題ではないだろうか。



私の3人の子どもたちも、成人式をそれぞれ昨年と一昨年にすませたとはいえ、まだ大学生が2人おり、我が家の問題は学費が一番大きなウエイトを占めている。しかし、子どもが小さかった時はどうだったかということ、「ゆっくり寝たい」「くたびれた」といった、お金の問題より精神的、肉体的な面が大きかったように思う。

私は仕事で幼稚園に出ていくが、妻は一日中家の中で子どもと向き合うのであるから、それは想像を絶する負担があったように思う。育児疲れに追い打ちをかけるように、それに伴う孤独感、孤立感もあり、人には言えない苦労だったと思う。しかし、そういった状況を乗り越えられたのは、私の両親を含む家族や近所の叔母が陰となり、日向となって支えてくれたことが大きかったように思う。まさに感謝、感謝である。

これらの経験から私どもの子育て支援の施設では、「みんなで子育て」をモットーに、一緒に食事をしたり、お茶を飲んだりしながら、みんなでおしゃべりができるように心がけている。

この度、山口県では子育てを文化と捉え、県民をあげて子育ての支援をしていこう、子育ての環境を充実していこうという趣旨のもとに「子育て文化創造条例」が制定されたのである。その趣旨としては、子育ては家庭が第1の責任を持つものではあるが、その家庭を取り巻く地域のみんなが一緒に関わっていくことで、よりよい子育て環境を醸成していこうということである。人間が生まれ、育ち、成人して家庭を持ち、その子たちが子どもを生み育てるという一連の流れを自然なこととして、地域の方々が関わるることができる社会が望まれているのである。

そのためには、職場や地域社会、夫婦、祖父母など様々な場面で多くの方々の理解が必要になってくる。この条例制定を契機に、山口県ならではの子育て環境の充実をさらに図っていきたいものである。

山口県子育て文化審議会委員（岩国中央幼稚園長） 中邑 隆哉